

平成 26 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 セツツカートン株式会社
代表者名 取締役社長 丹羽 俊雄

公正取引委員会からの排除措置命令等に対する審判請求等について

当社は、平成 26 年 6 月 19 日、段ボールシートおよび段ボールケースの取引に関し、
独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、公正
取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

その後、当社は、同年 7 月 23 日開催の取締役会において、各命令について公正取引
委員会に審判請求を行うとともに、排除措置命令の執行の免除申立を東京高等裁判所に
行うことを決議いたしましたので、本日、これらの手続きを行いました。

各命令の内容については、事実関係ならびに法律的な論点にきわめて大きな疑義があ
り、到底承服できるものではないことから、審判において当社の考え方を説明し、公正
な判断を求めてまいります。

お客様をはじめ関係者の皆様におかれましては、何とぞご理解を賜り、引き続きのご
支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

以上